

平成27年度 桂坂くすのき自治会 第18回 総 会 議 案 書

【日 時】 平成27年4月5日 (日) 10:00 ~ 12:00

【場 所】 くすのき会館

【議 事】

1. 開 会 の 辞
 2. 会 長 挨 拶
 3. 議 長 選 出
 4. 第1号議案 平成26年度報告
第1項 活 動 報 告 別 紙 2 ~ 3 ページ
第2項 会 計 報 告 別 紙
第3項 監 査 報 告 別 紙
 5. 第2号議案 審 議 告 目
第1項 役 員 選 出 4 ~ 6 ページ
第2項 事 業 計 画 案 7 ~ 8 ページ
第3項 会 計 予 算 案 別 紙
第4項 特 別 議 案 9 ページ
 6. くすのき東地区建築協定更新準備委員会報告 10 ページ
 7. 新 年 度 会 長 挨 拶
 8. 閉 会 の 辞
- (参考資料)
- | | | |
|-------------------|---------|-----|
| 桂坂くすのき自治会会則 | 11 ~ 13 | ページ |
| くすのき自治会組織図・自治会世帯数 | 14 | ページ |
| くすのき会館使用規定 | 15 | ページ |
| くすのき会館使用申込書 | 16 | ページ |
| くすのき会館物品リスト | 17 ~ 18 | ページ |
| 桂坂くすのき自治会員名簿 | 19 ~ 27 | ページ |
| 桂坂くすのき自治会地図 | 28 ~ 29 | ページ |

平成 26 年度活動報告

会長

- 4月12日(土) 桂坂自治連合会新年度役員会
- 4月20日(日) 桂坂自治連合会総会
- 11月2日(日) 8:30-12:00 総合防災訓練
- 12月7日(日) 自治会館消防設備点検立会
- 12月26日(金) 14:00-15:00 同備品交換立会
- 1月中旬 公園愛護会活動報告書提出
- 2月下旬 平成27年度総会資料作成
- 毎月第1土曜日 19:00-20:30 自治連合会定例会議

副会長 B

- 6月8日(日) 防災体験学習
- 1月中旬 社会福祉協議会出資金募集
- 1月24日(土) 10:30-12:00 自主防災講習

会計

- 4月10日(木)~21日(月) 前期自治会費の徴収
- 4月24日(木) 日赤奉仕団桂坂分断担当者会議
- 5月1日(木)~23日(水) 日赤社資募集
- 10月7日(火)~17日(金) 後期自治会費の徴収
- 10月15日(水) 共同募金桂坂分断担当者会議
- 11月10日(月)~22日(土) 赤い羽根共同募金募集

広報委員会

- 広報“桂坂”編集委員会：自治連合会役員会の翌週
- 広報“桂坂”(年8回発行)受け取り，配布
- 選挙公報の配布(選挙の時)
- ポスター・掲示物の掲示(掲示板2ヶ所・月2回)
- 市民新聞の配布(月2回)
- 市政広報誌の回覧
- 夏祭りのイラスト紙面・掲載記事作成

庶務・保健・献血担当

- 5月27日(火) 集団健診(桂坂小学校体育館)
- 5月下旬 自治会活動賠償責任保険更新
- 8月16日(土) お精霊送り お供物回収箱設置
- 11月11日(火) 献血(イズミヤ駐車場)
- 2月下旬 企業総合財産保険更新

交通安全推進委員会

- 5月10日(土) 総会・第1回定例会議
- 5月31日(土) 第2回定例会議・普通救命講習(AED)
- 6月21日(土) 親子自転車教室
- 8月23日(土) 第3回定例会議
- 2月6日(金) 第4回定例会議
- 3月6日(金) 第5回定例会議

防犯推進委員会

- 5月23日(金) 総会・第1回定例会議
- 7月29日(火) 防犯教室・第2回定例会議
- 9月26日(金) 第3回定例会議
- 10月17日(月) 防犯キャンペーン
- 3月予定 第4回定例会議

少年補導・子供会委員会

- <西京少年補導委員会桂坂支部活動>
- 5月31日(土) 西京少年補導委員会総会及び研修会
- 5月31日(土) AED講習会 カザラックルーム
- 6月29日(日) 第一回わんぱく塾(桂坂小)
- 7月1日(火) 「社会を明るくする運動」ティッシュ配布
- 7月6日(日) 第36回少年を明るく育てる京都大会
- 7月10日(木) 「社会を明るくする運動」ティッシュ配布
- 7月13日(日) わんぱく自然塾説明会・受付
- 7月20日(日) 「社会を明るくする運動」ティッシュ配布
- 7月22日(火) 洛西地区水禍事故防止監視パトロール
- 7月26日(土)~27日(日) わんぱく自然塾(キャンプ)
- 7月27日(日) 「社会を明るくする運動」ティッシュ配布
- 7月28日(月) 洛西地区水禍事故防止監視パトロール
- 8月9日(土) 桂坂夜間パトロール
- 8月20日(水) 洛西地区水禍事故防止監視パトロール
- 8月23日(土) 桂坂夜間パトロール
- 9月7日(日) 第二回わんぱく塾(桂坂小)
- 9月29日(月) 生徒児童画展設営(区役所・洛西支所)
- 10月3日(金) 生徒児童画展撤去(区役所・洛西支所)
- 11月15日(土) 区民ふれあいまつり ラクセーヌ
- 11月 薬物及びスマートフォン対策の講演と集い
- 12月7日(日) 第44回少年を明るく育てる西京大会
- 12月14日(日) 餅つき大会(桂坂小学校) 前日準備
- 12月20日(土) 桂坂夜間パトロール(各支部)
- 2月1日(日) 第三回わんぱく塾
- 2月下旬 桂川クリーン大作戦

3月1日(日) 第四回わんぱく塾(耐寒ハイキング)
3月下旬 桂坂夜間パトロール(各支部)
#上記をA~C班で分担。くすのきはC班。

<少年補導委員会>

5月24日(土) 19:30- 桂坂小 カザラックルーム
6月28日(土) 19:30- 桂坂小 カザラックルーム
7月19日(土) 19:30- 桂坂小 自治会館2F
10月25日(土) 19:30- 桂坂小 自治会館2F
11月29日(土) 19:30- 桂坂小 自治会館2F
2月28日(土) 19:30- 桂坂小 自治会館2F
3月28日(土) 19:30- 桂坂小 自治会館2F

環境美化委員会

5月18日(日) 統一クリーンデー
7月5日(土) 小畑川河川敷ごみ拾い
11月16日(日) 統一クリーンデー
12月下旬 カラスの巣撤去要請(桂坂公園)

夏祭り委員会

4月24日~8月1日 夏祭り準備会議: 月1-5回
8月8日(金) 公園清掃
8月9日(土) 統一夏祭り
(雨天のため、くすのき会館で実施)
8月10日(日) 後片づけ

体育振興会

5月11日(日) ソフトボール大会
5月31日(土) グランドゴルフ大会
6月22日(日) バレーボール大会
7月12日(土) ペタンク大会
10月12日(日) 第24回桂坂学区区民体育祭
10月18日(土) 体育祭反省会
11月8日(土) ボウリング大会
11月16日(日) 女子ソフトボール大会
12月14日(日) ソフトバレーボール大会
1月18日(日) ファミリーバドミントン大会
2月8日(日) 卓球大会

会館担当

2月8日(日) 備品点検・物品リスト作成

くすのき建築協定運営委員会

<工事申請 4件、4件とも許可>

5月29日 屋根上太陽光発電設備(くすのき東地区)
7月31日 外溝工事(くすのき北地区)
11月12日 外壁工事(くすのき東地区)
2月18日 外壁工事(くすのき東地区)

<会議>

4月19日(日) 桂坂景観まちづくり協議会総会
5月11日(日) 建築協定部会 第1回定例会議
6月1日(日) 桂坂地区建築協定協議会研修会
6月7日(日) 京都市建築協定連絡協議会総会
7月27日(日) 建築協定部会 第2回定例会議
10月26日(日) 建築協定部会 第3回定例会議
1月25日(日) 建築協定部会 第4回定例会議

区長

公園愛護会活動 毎月第2日曜日 9:00-10:00
(5,8,11月を除く)

区班長

4月6日(日) 10:00-11:30 くすのき自治会総会
5月18日(日) 10:30-12:00 区班長会
6月8日(日) 10:30-12:00 区班長会
7月13日(日) 10:30-12:00 区班長会
8月3日(日) 10:30-12:00 区班長会
9月14日(日) 10:30-12:00 区班長会
10月5日(日) 10:30-12:00 区班長会
11月9日(日) 10:30-12:00 区班長会
12月14日(日) 10:30-12:00 区班長会
1月11日(日) 10:30-12:00 区班長会
2月8日(日) 10:30-12:00 区班長会
3月8日(日) 10:30-12:00 区班長会
廃油回収: 毎月第3土曜日 8:30-10:00

平成26年度 桂坂くすのき自治会 役割分担表

くすのき自治会 自治会役職	自主防災会	自治連合会登録		担当者			
		役員	兼務役職	区	班	氏名(敬称略)	担当
会 長	防災部長	会 長	連合会役員、市政協力委員				
			自主防災部長、社会福祉協議委員				
			赤十字奉仕団班長、共同募金委員				
			保健協議会委員、献血推進委員				
			暴力追放協議会委員、防犯推進委員				
			桂坂教育後援会理事				
			京大キャンパス問題 連絡協議会委員				
			公園愛護会長、文化普及委員				
副会長	防災副部長	副会長	連合会委員				
			防災副部長				
			桂坂教育後援会委員				
副会長	防災副部長	副会長	社会福祉協力委員				
			防災副部長				
会 計	避難誘導班員	会 計	赤十字奉仕団担当				
			共同募金担当				
文化・広報委員長	情報班員	総 務	広報担当				
			情報班員				
庶務、文化広報委員	情報班長	庶 務	情報班長				
庶務、保健、献血担当	救出救護班長	庶 務	保健、献血担当				
			救出救護班長				
交通・防犯委員長	避難誘導班員	庶 務	交通安全推進担当				
			防犯担当				
			避難誘導班員				
環境・美化委員長	消火班長	庶 務	環境美化担当				
			河川美化担当				
			消火班長				
体育振興会委員長	消火班員	体 育	体育委員				
桂坂体育振興会運営委員	給食給水班		給食給水班員(副)				
体育振興会運営委員	救出救護班員		救出救護班員(副)				
体育振興会運営委員	情報班員		情報班員(副)				
体育振興会運営委員	消火班員		消火班員(副)				
少年補導・子供会委員長	避難誘導班員	子供会	少年補導委員				
			避難誘導班員(副)				
少年補導・子供会委員	救出救護班員	庶 務	救出救護班員				
			交通安全推進担当				
少年補導・子供会委員	避難誘導班長		避難誘導班長				
夏祭り委員長	救出救護班員		救出救護班員				
会計監査、夏祭り委員	給食給水班	会計監査	会計監査				
			給食給水班員				
会館担当・夏祭り委員	給食給水班長	集会所	防災担当				
			給食給水班長				

平成27年度 桂坂くすのき自治会 役割分担表

くすのき自治会 自治会役職	自主防災会	自治連合会登録		担当者			
		役員	兼務役職	区	班	氏名(敬称略)	担当
会 長	防災部長	会 長	連合会役員				
			自主防災部長				
			暴力追放協議会委員				
			桂坂教育後援会理事				
			京大キャンパス問題連絡協議会委員				
			桂坂保健協議会委員 桂坂献血推進委員				
副会長A	防災副部長	副会長	連合会委員				
			防災副部長				
			くすのき地区建築協定運営委員長				
副会長B	防災副部長	副会長	社会福祉協力委員				
			防災副部長				
会 計	避難誘導班員	会 計	赤十字奉仕団班長 兼 担当				
			共同募金委員 兼 担当				
文化・広報委員長	情報班員	総 務	広報担当				
			情報班員				
			市政協力委員				
庶務、文化広報委員	情報班長		情報班長				
庶務、保健、献血担当	救出救護班長		保健、献血担当				
			救出救護班長				
交通・防犯委員長 夏祭り委員	避難誘導班員		交通安全推進担当				
			防犯担当				
			避難誘導班員				
環境・美化委員長	消火班長		公園愛護会長				
			環境美化担当				
			河川美化担当				
			消火班長				
体育振興会委員長	消火班員		体育委員				
桂坂体育振興会運営委員	救出救護班員		救出救護班員(副)				
体育振興会運営委員	給食給水班		給食給水班員(副)				
体育振興会運営委員	情報班員		情報班員(副)				
体育振興会運営委員	消火班員		消火班員(副)				
少年補導・子供会委員長	救出救護班員		少年補導委員				
			救出救護班員				
少年補導・子供会委員	避難誘導班長		避難誘導班長				
			交通安全婦人部担当				
夏祭り委員長	救出救護班員		救出救護班員				
会計監査、夏祭り委員	給食給水班	会計監査	会計監査				
			給食給水班員				
会館担当・夏祭り委員	給食給水班長	会館	防火担当				
			給食給水班長				

平成27年度くすのき自治会主要行事日程(案)

月日	時間	行事	場所	備考・担当・参加目安
4月5日(日)	10:00-12:00	平成27年度くすのき自治会総会	くすのき自治会館	前3役+全役員
4月11日(土)	19:00-21:00	桂坂自治連合会総会準備会合	カザラツカルーム	会長
4月19日(日)	9:00-11:00	自治連合会総会	カザラツカルーム	会長・副会長A
4月中旬		自治会費徴収		個別訪問
5月17日(日) 雨天24日(日)	9:00-10:00	春の統一ふれあいクリーンデー	自宅周辺	全会員
5月中旬		赤十字募金		会計・ポスティング
5月26日(火)		集団健診	桂坂小学校グラウンド	保健担当
6月14日(日)	9:00-12:00	防災体験学習・リーダー研修	京都市市民防災センター	副会長B
7月4日(土) 雨天11日(土)		小畑川河川敷美化清掃活動	小畑川河川敷	環境美化委員
8月8日(土) 雨天9日(日)	午後	統一夏祭り	桂坂公園	全役員
10月11日(日) 雨天12日(祝)	8:30-	桂坂学区体育祭	桂坂小学校グラウンド	全役員
10月中旬		自治会費徴収		個別訪問
10月25日(日)	8:30-12:00	総合防災訓練(自主防災会)	桂坂小学校グラウンド	全役員
11月8日(日) 雨天15日(日)	9:00-10:00	秋の統一ふれあいクリーンデー	自宅周辺	全会員
時期未定		自主防災講習	くすのき自治会館	副会長B・全役員
11月中旬		赤い羽根共同募金		会計・ポスティング
未定		献血	イズミヤ桂坂店駐車場	保健担当
1月中旬		社会福祉協議会賛助金		副会長B・ポスティング
2月上旬		くすのき次期役員選出会議		3役・次期役員候補
3月上旬		次期役員引継		全役員+次期全役員
4月3日(日)		平成28年度くすのき自治会総会	くすのき自治会館	3役+次期全役員

定例会議(案)

月日	時間	行事	場所	備考・担当・参加目安
毎月第1土曜日	19:00-20:30	桂坂学区自治連合会定例役員会	カザラツカルーム	会長
毎月第2日曜日	10:30-11:30	くすのき自治会区班長会	くすのき会館	全役員

環境美化関連

担当部署	電話番号	担当業務
北部みどり管理事務所	882-7019	公園愛護協力会のゴミ袋・公園(緑道)の補修
西部土木事務所	871-6721	上記以外の道路の補修
西京まち美化事務所	391-5983	ごみネットの貸し出し
西京エコまちステーション	366-0192	ボランティア袋・清掃用具の貸し出し

平成27年度 公園愛護協力会活動計画(案)

【役員】

会長	環境美化委員長	統一クリーンデー(5月・11月)
副会長	夏祭り委員長	(8月)
委員	1区区長	(6月・1月)
委員	2区区長	(7月・2月)
委員	3区区長	(9月・3月)
委員	4区区長	(10月)
委員	5区区長	(4月・12月)

【公園】

1. 桂坂公園
2. 桂坂第五緑道公園

【日程案】

月度	清掃	除草	作業担当
4月	1回	1回	5区
	4/12 (日)	4/12 (日)	
5月	1回	1回	全区
	5/10 (日)	5/10 (日)	
6月	1回	1回	1区
	6/14 (日)	6/14 (日)	
7月	1回	1回	2区
	7/12 (日)	7/12 (日)	
8月	1回	1回	夏祭り委員 で決定
	未定	未定	
9月	1回	1回	3区
	9/13 (日)	9/13 (日)	

月度	清掃	除草	作業担当
10月	1回	1回	4区
	10/12 (祝)	10/12 (祝)	
11月	1回	1回	全区
	11/8 (日)	11/8 (日)	
12月	1回	1回	5区
	12/13 (日)	12/13 (日)	
1月	1回	1回	1区
	1/10 (日)	1/10 (日)	
2月	1回	1回	2区
	2/14 (日)	2/14 (日)	
3月	1回	1回	3区
	3/13 (日)	3/13 (日)	

【備考】

1. 原則として、第2日曜日に実施。実施日の変更は可能。10月11日(日)は体育祭のため翌日。
2. 8月は統一夏祭りの前日または当日に実施。実施日は夏祭り委員で決定する。
3. 平成28年4月の作業担当は4区です。

平成27年度 廃油回収当番(案)

月日	区・班	氏名	区・班	氏名
4/18	4-4		1-2	
5/16	5区		2区	
6/20	5-1		2-1	
7/18	5-2		2-2	
8/15	1区		2-3	
9/19	1-1		3区	

月日	区・班	氏名	区・班	氏名
10/17	3-1		4-3	
11/14	3-2		4-4	
12/19	3-3		5区	
1/16	4区		5-1	
2/20	4-1		5-2	
3/19	4-2		1区	

【日時】 第3土曜日の午前8時30分～9時30分

【場所】 くすのき自治会館前

【作業】 てんぷら油の回収

平成 27 年度総会特別議案

- (1) 平成 27 年 4 月より 2 区は 4 班より 3 班に再編成する。3 区は 3 班の構成のまま班割りを変更する（会員名簿参照）。4 区の再編成については平成 27 年度も引き続き協議をおこなう。

- (2) 平成 27 年度 4 月よりくすのき自治会地区に居住しているが会員でない世帯からも、任意で半年 4,200 円(会員と同額)の賛助金を募集する。ただし、会員でない世帯にも、会員同様、本会が主催する全ての催しに参加する権利を与え、希望があれば回覧物も回覧することとする。この旨は書面にして自治会費の徴収時期に合わせて該当する世帯に配布し、協力を求める。

- (3) くすのき自治会会則第 10 条を下記のとおり変更する(追加部分は太字下線)。
第 10 条 5 以下に該当するものは、本人より班長へ申し入れを行い、三役の合意により、区長、班長、役員及び運営委員の選出を免除される。
 - (1) 生計の主体者が傷病により任務遂行が困難な世帯。
 - (2) 要介護者を擁し、任務遂行が困難な世帯。
 - (3) 生活扶助を擁し、任務遂行が困難な世帯。
 - (4) (1)-(3)の判断はあくまでも本人の申し出を尊重して決定するものとする。

くすのき東地区建築協定更新準備委員会報告

(委員長)

桂坂には現在38の建築協定があり、ほぼ、全域で建築協定が設定されています。(分譲順に建築協定が1人協定で結ばれ、更新時に統合された地区もあります。)京都で最も建築協定が多く設定されている地域です。20年の有効期間を経たすべての建築協定地区(約半数)で合意型の建築協定に更新されています。

入居当初から建築協定が存在していたので、住宅環境の変化・悪化によって設定された建築協定でないため、日頃存在を意識することもなく過ごしてきました。

平成19年に発生したセンター地区でのマンション建設問題が発生し、住民が守ってきた建築協定の重要性が認識されたような気がします。マンション建設中止に至った背景には建築協定の存在が大きかったことは確かです。

昨年夏に発足しました当委員会も東地区の方にお願ひしました先日のアンケートから本格的な活動をスタートしてまいります。

東地区の建築協定更新を10月11日に京都市に認可の申請をする(12月11日が有効期限のため2ヶ月前が申請期日になります)ために、次のような予定で進めてまいります。

- 4, 5月アンケートに基づいた更新案の作成
- 6月中旬、更新案の決定・配付
- 7月初旬、更新案の説明会(小学校を予定しています)
- 7月下旬、建築協定合意書の配付
- 8月下旬、建築協定合意書回収
- 10月11日認可申請
- 12月11日認可

秋頃からは、中地区(5区2班の一部と3班:28区画、有効期限:平成28年8月29日)の更新の準備を始めます。

建築協定は基本的には土地の所有者間で結ばれます。個人情報の取り扱いには配慮しますが、不慣れで至らない点についてはご理解をお願いいたします。

桂坂くすのき自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本自治会の名称は、桂坂くすのき自治会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を京都市西京区御陵峰ヶ堂町3丁目25-12「くすのき会館」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、相互信頼と互助の精神をもって、会員間の協調と親睦を図り、地域社会の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域環境の整備及び福利厚生に関すること。
- (2) 青少年の育成及び体育、文化の振興に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。
- (4) 防犯、防災、交通安全及び公害対策等に関すること。
- (5) 会員の弔事に関すること。
- (6) 会館の管理運営に関すること。
- (7) 市政及び社会福祉事業の協力に関すること。
- (8) 桂坂学区自治連合会に加入し、共同して地域社会の発展に寄与すること。
- (9) 建築協定の運営に関すること
- (10) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 会員の資格は、御陵峰ヶ堂町3丁目並びに御陵大枝山町4丁目に入居したときに始まり、転居したときにはその資格を失う。また、会員とは、世帯主及び同居者とする。

(会員の権利と義務)

第6条 会員は、本会が主催する全ての催しに参加でき、かつ平等の取り扱いを受けることができる。

2 会員は、本会に対し高い認識を持ち、会の運営に協力を惜しまぬものとし、私利私欲のために本会を利用してはならない。

3 会員は、本会所定の会費を納めるとともに、会則並びに機関の決議事項を守らなければならない。

第3章 組織と区長、班長、運営委員、役員

(組織)

第7条 本会の運営を円滑にするため、本会の管轄する地域内を次のように分ける。

(1) 管轄地域を5つの区に分け、それぞれ1区～5区とする。

(2) 1つの区を2～4の班に分ける。

(3) 各々の区及び班の範囲、番地は別に図示する。

2 前項の区分に従い、それぞれの区には区長を、班には班長を置く。(別紙 組織図参照)

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。なお、会長を除く各担当役員は、区長、班長の中から選出し、複数の担当を兼務することもある。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 庶務 | 2名 |
| (5) 会館担当役員 | 1名 |
| (6) 文化・広報委員長 | 1名 |
| (7) 交通・防犯委員長 | 1名 |
| (8) 環境・美化委員長 | 1名 |
| (9) 体育振興会委員長 | 1名 |
| (10) 少年補導・子供会委員長 | 1名 |
| (11) 夏祭り委員長 | 1名 |
| (12) 会計監査 | 1名 |

(運営委員及び運営委員会)

第9条 第4条の事業を円滑に運営するため、次の運営委員会を置く。なお、委員長は各担当役員が務め、運営委員は区長、班長より選出する。

- (1) 文化・広報委員会
- (2) 交通・防犯委員会
- (3) 環境・美化委員会
- (4) 体育振興会委員会
- (5) 少年補導・子供会委員会
- (6) 夏祭り委員会
- (7) 建築協定運営委員会

(役員等の選出方法)

第10条 次期会長は、前三役よりなる推薦委員会にて、会員からの立候補者を含めて選考、推薦し、班長会の信任を経て総会の承認を得るものとする。上記にて決まらない場合は、次期班長会メンバーの中で互選する。

2 副会長、会計、担当役員は班長会の互選によって選出する。

3 区長は、原則として当該区内で1年ごとに班毎の輪番制により当番班より選出する。

4 班長は、原則として各班内より1年毎の輪番制にて番地の若い順に選出する。ただし、住民間の負担の公平性を維持するため、その順の変更を必要とする合理的理由と班内における合意がある場合

は例外とする。

5 以下に該当するものは、本人より班長へ申し入れを行い、三役の合意により、区長、班長、役員及び運営委員の選出を免除される。

- (1) 生計の主体者が傷病により、任務遂行が困難な世帯
- (2) 要介護者を擁し、任務遂行が困難な世帯
- (3) 生活補助を要し、任務遂行が困難な世帯
- (4) (1)-(3)の判断はあくまでも本人の申し出を尊重して決定するものとする。

(役員等の任期)

第11条 本会の班長の任期は、定期総会より次期定期総会までの1年とする。

2 本会の役員等の任期は、定期総会より次期定期総会までの1年とし、3年を限度として再任を妨げない。

3 役員等に欠員が生じた場合は、必要に応じ、速やかに補充するものとし、補充された当該役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の任務)

第12条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長：本会を代表し、会の業務を統括すると共に、市政協力委員、公園愛護協力会長、自治連合会役員等を兼任する。
- (2) 副会長：会長を補佐し、会長と一体となって任務を遂行する。また、会長が自ら任務を果たすことが困難な場合には会長を代行する。
- (3) 会計：本会の会計業務を担当し、常に会員数を把握して会費、共同募金、日赤奉仕団募金等を取りまとめる。
- (4) 庶務：「くすのき会館」(管理を除く)及び本会の運営に関する庶務事項を処理し、総会、班長会、役員会の議事録を作成し管理する。市政協力委員の業務のうち、市民しんぶん等の配布物及びポスターの受け取り並びに仕分けを担当する。
- (5) 会館担当役員：「くすのき会館」を管理し「会館使用規則」に則り、その円滑な運用を行う。
- (6) 文化・広報委員長：各種文化活動と本会の伝達事項、活動状況等の告知を担当する。また桂坂新聞編集委員を兼務する。
- (7) 交通・防犯委員長：交通安全推進委員会及び防犯推進協議会と連携して地域の安全を図る。
- (8) 環境・美化委員長：公園愛護会と連携しその活動に必要な物品の維持管理をする。また、廃油回収やごみ等、地域の環境、衛生その他美化活動を把握する。
- (9) 体育振興会委員長：連合自治会の体育振興会と連携して、体育関係各種行事を推進する。
- (10) 少年補導・子供会委員長：連合自治会の少年補導委員会、小・中学校地域委員と連携して、各

種行事を推進する。

(11) 夏祭り委員長：夏祭りの企画・準備と業務推進を担当する。

(12) 会計監査：本会の会計、事業報告及び財務、備品を監査する。

(区長の任務)

第13条 担当区を代表し、班長の業務遂行を統括援助し、区内の会費、募金の取りまとめや回覧、配布物、連絡を班長に伝達する。また、役員としてあるいは運営委員として担当業務を遂行する。

(班長の任務)

第14条 担当班の現状を把握し、住民に入退居があれば速やかに区長に報告し、会費の徴収、回覧、配布物等、班内各戸への連絡巡回を行う。また、役員としてあるいは運営委員として担当業務を遂行する。

(運営委員の任務)

第15条 所属する運営委員会の委員として、委員長と一体となって各々の任務を遂行する。

第4章 機関

(総会)

第16条 総会は、最高の決議機関であって、年1回定期(4月)に開催する。ただし、必要に応じ会長が臨時に之を招集することができる。

2 総会は、委任状を含む過半数の出席を要する。

(総会付議事項)

第17条 総会の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員等の選出。
- (2) 事業報告及び決算報告。
- (3) 事業計画及び予算。
- (4) 会則の改廃。
- (5) その他本会の運営に関する重要事項。

(班長会)

第18条 班長会は、総会に次ぐ決議機関として本会の運営に関する重要事項及び総会から付託された事項を審議決定する。

2 班長会は、原則として毎月1回開催するものとし必要に応じ会長が招集して臨時に開催することもできる。

3 班長会は、役員と班長で構成する。

(三役会議)

第19条 三役会議は、会長、副会長、会計で構成し、本会の運営に関する重要かつ緊急を要する事項について企画立案し班長会へ提出する。

2 三役会議は、必要に応じ会長が招集する。

(運営委員会)

第20条 運営委員会は、各々の委員会の担当役員と委員で構成し、担当する専門分野に関する事項について企画立案し、班長会の承認を得て実行す

る。

2 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集して随時開催する。

(議長)

第21条 各会議の議長は、原則として次により選出する。

(1) 総会の議長は、正副議長の2名とし、その都度出席役員の中より選出する。

(2) 班長会及び役員会の議長は、会長が務める。

(3) 運営委員会の議長は、委員長が務める。

(会議の決議)

第22条 会議の議決は、委任状を含む出席人員の過半数をもってこれを行う。なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

2 総会で議決権を有する者は、1住戸(会費納入単位)につき1名とする。

第5章 会計

(会計の種類及び収入支出)

第23条 本会の会計を一般会計と特別会計とに分け、一般会計は、会費、随時会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充て、予算によって運用する。

2 特別会計とは、自治会基金(3万円也)を指し、毎年適当な預金をし、その利息は、設備資金等にまわすこともありうる。

(会費)

第24条 本会の会費は、1住戸あたり1箇月700円とし、4月上旬に4月～9月分を、10月上旬に10月～翌年3月分を班長が徴収し、区長を通じ会計に納入する。

2 途中入居者については、初回は、入居翌月分から、それぞれ前項同様まとめて納入する。

3 随時会費は、役員会で必要と認めるとき、班長会の承認を得て徴収する。

(不返還の原則)

第25条 会費、臨時会費等既収の収納金は、原則として返還しない。

(弔慰金)

第26条 会員(同居家族を含む)が死亡したときは、弔慰金を贈るものとする。

2 前項の弔慰金は、金1万円也とする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(会費の保管及び会計帳簿)

第28条 徴収済みの会費は、一部手許金を残し金融機関に預け入れるものとする。

2 本会の会計を明らかにするため、現金出納簿(含

支出明細、請求書等)、会費徴収台帳等を備え、会計がこれを管理する。

(会計監査)

第29条 会計監査は、毎年1回、会計年度終了後に行うものとし、監査事項は、次のとおりとする。

(1) 収支に関する会計書類

(2) 事業報告

(3) 什器備品目録

(4) その他必要書類。

2 役員会は、総会の議を経た決算報告書を、全ての会員に公表しなければならない。

第6章 雑則

(くすのき会館使用規則)

第30条 くすのき会館使用規則は、別にこれを定める。

(役員等の引き継ぎ)

第31条 毎年所定の引き継ぎ用紙に捺印し、責任をもって引継ぐ。

(その他の委員)

第32条 各種団体(少年補導委員、体育振興委員等々)委員は、必要に応じ関係委員会と連携をとり、業務遂行に支障を来たさないようにする。

(回覧、配布物等)

第33条 各種団体等の委員からの回覧や配布物等は、自治会組織を利用できる。

(必要経費)

第34条 役員等に対し場合により通信費、交通費等の実費を支給することができる。

第7章 付則

(効力)

第35条 本会則は、平成18年4月1日より実施する。

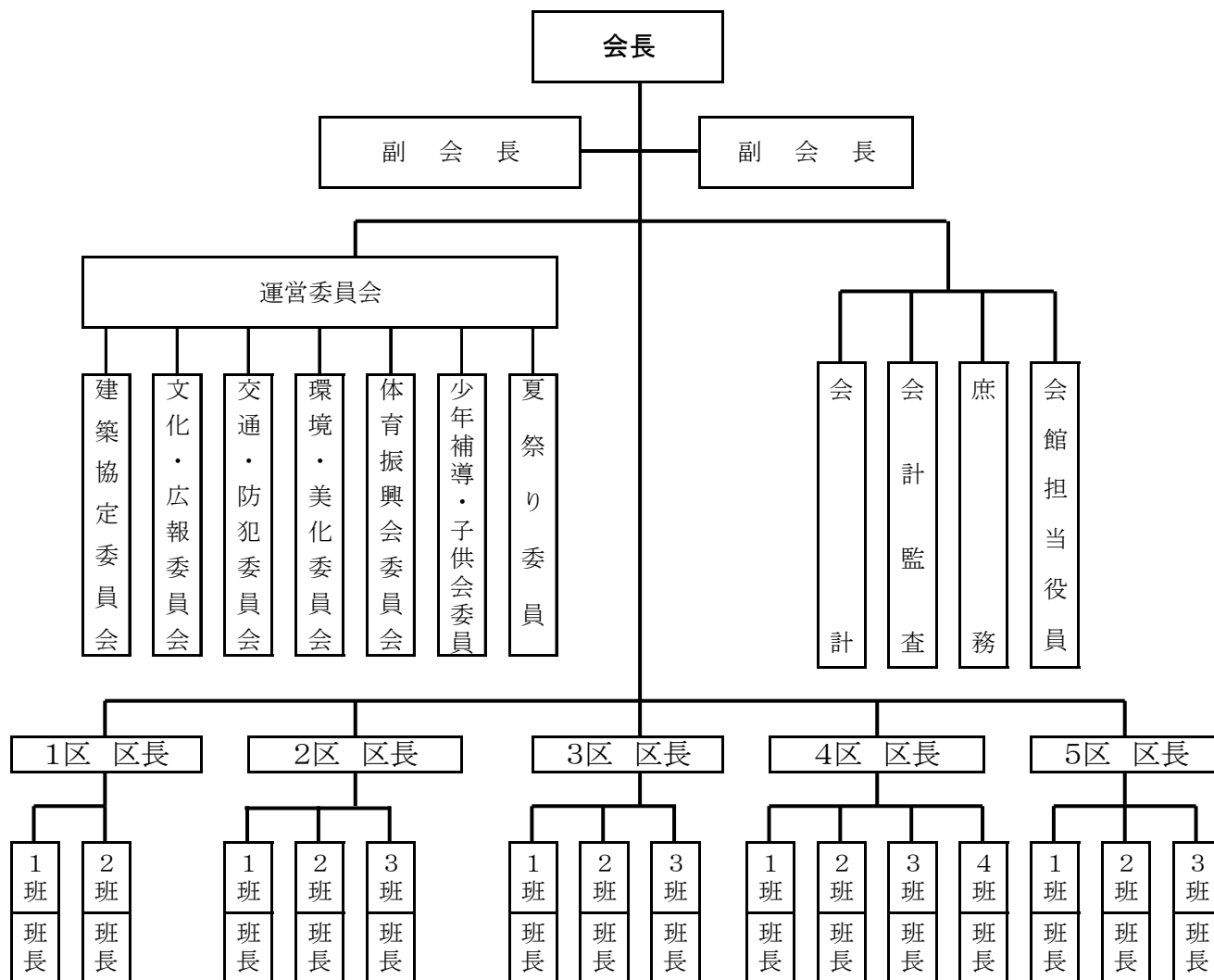
2 本会則は、一部改正し、平成22年4月1日より実施する。

3 本会則は、一部改正し、平成25年4月1日より実施する。

4 本会則は、一部改正し、平成27年4月1日より実施する。

以上

桂坂くすのき自治会組織図



桂坂くすのき自治会世帯数

区	班	会員数	非会員数	区画数	配布物	行政配布物	総区画数
1区	1	12	6	18	24	36	37
	2	12	6	19			
2区	1	11	5	16	33	44	45
	2	12	1	13			
	3	10	5	16			
3区	1	11	3	14	33	50	51
	2	11	6	18			
	3	11	8	19			
4区	1	6	9	15	45	61	64
	2	13	5	19			
	3	14	1	17			
	4	12	1	13			
5区	1	13	0	13	35	40	42
	2	10	4	16			
	3	12	1	13			
合計	15	170	61	239	170	231	239

くすのき会館使用規定

(総則)

第1条 本集会所は、「くすのき会館」(以下「会館」という)と称し、桂坂くすのき自治会(以下「本会」という)の活動を円滑に遂行し、かつ、会員の親睦を増進する目的のため使用されるものとする。

(使用禁止)

第2条 政治、宗教団体及び営利目的の会館使用については、これを禁止する。

(使用順位等)

第3条 会館の使用順位は、次のとおりとする。

- (1) 会員の葬儀
- (2) 本会の会合(役員会、班長会、各委員会等)
- (3) 各部会(会員参加の趣味の会、運動クラブ等)
- (4) その他役員会で承認されたもの

(使用時間)

第4条 会館の使用時間は、葬儀の場合を除き、原則として9時～22時迄とする。

(使用手続)

第5条 会館を使用するときは、事前に日時、用途などを所定の用紙に記入し会館担当役員に提出し、許可を得るものとする。会館担当役員は、速やかに会長に連絡すること(ただし、第3条(2)本会の会合に使用する場合を除く)。

(使用上の注意事項)

第6条 会館の使用にあたっては、次の注意事項を遵守すること。

- (1) 什器備品は本会の財産であり、大切に保管すること。
- (2) 後始末、戸締り等は、使用責任者が責任をもってこれを行う。
- (3) 使用后、責任者は、速やかに会館担当役員に報告し、鍵を返却する。
- (4) 無断で会館を改造し、又は釘等を打ちつけたりしてはならない。

(効力)

第7条 この規則は、くすのき会館完成後(平成11年8月末日)より実施する。

2 この規則は、一部改正し、平成22年4月1日より実施する。

以上

くすのき会館使用申込書

くすのき会館担当役員 殿

平成 年 月 日

下記の通り、くすのき会館使用許可を申請いたします。

_____ 区 班 申込者 _____ 印

使用時間	平成 年 月 日() 自 : ~ 至 :	延時間	
使用目的			
使用人数	使用責任者	_____ 区 班 氏名 _____.	
使用室	1階会議室		2階和室
鍵貸出し	平成 年 月 日()	鍵返還	平成 年 月 日()
	AM. PM. 時 分		AM. PM. 時 分
備考			

- 注意：1) 本書を使用許可書として携帯すること。
 2) 火気、騒音、戸締りに留意すること。
 3) 使用後の清掃を励行すること。(ゴミ袋を持参すること)
 4) 使用後は本書と鍵を速やかに返却すること。
 (複数で使用する場合は、お互いに連絡し合うこと。)

下記の通り使用を許可いたします。
 平成 年 月 日

くすのき会館担当役員 _____ 印

くすのき会館 物品リスト

場所	備品	数量	場所	備品	数量
1階会議室 (備品)	椅子	40	(公園掃除等)	つるはし	1
	長机	13		フロアージャッキ：2t	1
	折りたたみ椅子	5		三角巾	3
	ホワイトボード	1		ジュース類	有
	コピー機	2		ゴミ袋 京都市ゴミ袋	有
	収納棚	1		軍手	有
	キャビネット	1		レジャーシート	有
	掛け時計	1		キャッチャーマスク	1
	エアコン	2		バット	4
	扇風機	1		グローブ(右)	1
(消耗品)	鍵：収納棚(2×3)、配電盤(1)	有	グローブ(左)	8	
	鍵：連合広報板(1)、警報盤(1)	有	ソフトボール	11	
	鍵：防災設備室(1)	有	クーラーボックス	3	
	二穴パンチ	1	ミット	1	
	レジャー用テーブル・パラソル	10	C用ミット	1	
	アルミテーブル	3	ヘルメットC用	1	
	公園用給水ホース	1	ヘルメット(ブルー)	1	
	乾電池	有	ドロース	1	
	コピー用紙：A4・B4・B5	有	帽子	8	
	輪ゴム	有	バレーサポーター	6セット	
防災設備室 (特殊備品)	筆記用具	有	プロテクター	1	
	PPテープ	有	レガーツ	1セット	
	標旗部組織用	1	卓球ラケット：両面貼り	4	
	腕章 桂坂学区自主防災会	18	：片面貼り	2	
	腕章：部長	1	ピンポン球	5	
	：副部長	1	ゼッケン	58	
	情報：班長×1、班員×2	3	ラッカーズプレイ	1	
	消火：班長×1、班員×2	3	コールドスプレー	1	
	救出救護：班長×1、班員×2	3	救急箱	1	
	避難誘導：班員×2	2	シツプ	有	
(防災用品)	給食給水：班長×1、班員×2	3	傷テープ	有	
	ヘルメット	16	エアサロンパス	1	
	防災ジャンパー	8	虫除けスプレー	2	
	折りたたみ式担架	1	包帯	2	
	防災台車	1	メンソレー	1	
	道具箱	1	包帯止	1	
	バール：90cm	1	虫さされ軟膏	1	
	ハンマー：3.6kg	1	消毒薬	1	
	クリツパー	1	外傷救急薬	1	
	金鋸	1	はさみ	2	
(その他備品)	綿ロープ：20m	2	電球 60W(予備)	一式	
	のこぎり	1	蛍光灯ランプ	2	
	長ぐつ	3	拡声器	2	
	手斧	1			

場所	備品	数量	場所	備品	数量
玄関	スーパーハロゲンライト	5	(夏祭り用品)	お 御 輿 輿	1
	延長コード	有		お 御 輿 輿	1
	ラジカセ	2		輪 投 げ 台	1
	懐中電灯	1		輪 投 げ 用 輪	有
	ゴミネット	2		夏 祭 り 用 看 板	4
	ウォータージョグ	2		桶	3
	掃除機	1		か 擬 店 看 類	10
	スリッパ	49		模 擬 店 看 板	一式
	ちりと	1		ロ ー プ	1
	ほうき	3		大 うちわ (祭)	1
洗面所	消火器(玄関内・外)	2	鈴 付 き うちわ	0	
	ハンドソープ	6	う ち わ	24	
	消毒用アルコールジェル	4	お 御 輿 用 お は な 紙 (5 色)	有	
	スポンジ	有	ビ ン ゴ	1	
	雑巾	有	ビ ニ ー ル プ ー ル	1	
	バケツ	3	フ ラ フ ー プ	2	
	マイペット	1	ざ	1	
	ホーミング	1	ト ロ 箱 (大 ・ 中)	10	
	ガラスマイペット	1	金 魚 す く い 皿 ・ 枠 ・ 袋	有	
	トイレ消臭スプレー	1	か き 氷 ・ 生 ビ ー ル ・ 紙 カ ッ プ	有	
トイレ	マジックリン	1	盆 踊 り CD	有	
	モップ	2	缶 バ ッ ジ	有	
	トイレットペーパー	有	ヨ ー ヨ ー 釣 り 針	有	
	トイレバケツ	1	電 撃 殺 虫 機	2	
	汚物入れ	1	空 気 入 れ	2	
	トイレブラシ	1	鈴	有	
	台所	冷蔵庫	1	缶 入 蚊 取 線 香	2
	消火器	1	蚊 取 り 線 香 受 皿	10	
	ざ	1	蚊 取 り 線 香 つ り 下 げ 器 具	10	
	調理用トン	6	ア ル ミ シ ー ト	4	
(消耗品)	調理用コ	4	ド ラ ム 型 延 長 コ ー ド	2	
	お菜箸	1	テ ン ト セ ッ ト	2	
	洗剤	有	草 刈 機	3	
	フキ	有	安 全 ロ ー プ	1	
	ランラッ	有	バ ケ ツ	2	
	アルミホイール	有	リ ア カ ー	1	
	2階和室	長工	6	ポ リ タ ン ク (廃 油 回 収 用)	2
	避難用はし	2	カ	17	
	消火器	1	竹 ほう き	16	
	座布団	30	ブ ル ー シ ー ト	5	
2階物置	団旗	2	チ リ ト	7	
	自	2	熊 手	8	
	旗	2	投 光 機	3	
	三	2	電 球 コ ー ド	有	
			混 合 燃 料	2	
			外収納庫		

< 1 区 >

班	今年度役職	No	氏名	住所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
一 班		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-1	桂坂くすのき東地区	
		2		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-2	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-3	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-4	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-5	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-6	〃	
		7		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-7	〃	
		8		御陵峰ヶ堂町 3丁目 22-8	〃	
		9		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-1	〃	
		10		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-2	〃	
		11		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-3	〃	
		12		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-4	〃	
		13		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-5	〃	
		14		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-6	〃	
		15		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-7	〃	
		16		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-8	〃	
		17		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-9	〃	
		18		御陵峰ヶ堂町 3丁目 23-10	〃	
二 班		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-1	〃	
		2		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-2	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-3	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-4	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-5	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-6	〃	
		7		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-7	〃	
		8		御陵峰ヶ堂町 3丁目 20-8	〃	
		9		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-1	〃	
		10		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-2	〃	
		11		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-3	〃	
		12		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-4	〃	
		13		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-5	〃	
		14		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-6	〃	
		15		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-7	〃	
		16		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-8	〃	
		17		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-9	〃	
		18		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-10	〃	
		19		御陵峰ヶ堂町 3丁目 21-11	〃	

区	班	会員	非会員	総数	空き	区画
1	1	12	6	18	0	18
1	2	12	6	18	1	19
合 計		24	12	36	1	37

＜ 2 区 ＞

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
一 班		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-1	桂坂くすのき東地区	
		2		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-2	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-3	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-4	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-5	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-6	〃	
		7		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-7	〃	
		8		御陵峰ヶ堂町 3丁目 24-8	〃	
		9		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-1	〃	
		10		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-2	〃	
		11		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-3	〃	
		12		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-4	〃	
		13		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-5	〃	
		14		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-6	〃	
		15		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-7	〃	
		16		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-8	〃	
二 班		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-9	〃	
		2		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-10	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 25-11	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-1	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-2	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-3	〃	
		7		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-4	〃	
		8		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-5	〃	
		9		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-6	〃	
		10		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-7	〃	
		11		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-8	〃	
		12		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-9	〃	
		13		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-10	〃	

＜ 2 区 ＞

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
三 班		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 26-11	桂坂くすのき東地区	
		2		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-1	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-2	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-3	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-4	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-5	〃	
		7		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-6	〃	
		8		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-7	〃	
		9		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-8	〃	
		10		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-9	〃	
		11		御陵峰ヶ堂町 3丁目 27-10	〃	
		12		御陵峰ヶ堂町 3丁目 28-1	〃	
		13		御陵峰ヶ堂町 3丁目 28-2	〃	
		14		御陵峰ヶ堂町 3丁目 28-3	〃	
		15		御陵峰ヶ堂町 3丁目 28-4	〃	
		16		御陵峰ヶ堂町 3丁目 28-5	〃	

区	班	会員	非会員	総数	空き	区画
2	1	11	5	16	0	16
2	2	12	1	13	0	13
2	3	10	5	15	1	16
合 計		33	11	44	1	45

< 3 区 >

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
一 班		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 29-0	桂坂くすのき東地区	
		2		御陵大枝山町 4丁目 17-1	〃	
		3		御陵大枝山町 4丁目 17-2	〃	
		4		御陵大枝山町 4丁目 17-3	〃	
		5		御陵大枝山町 4丁目 17-4	〃	
		6		御陵大枝山町 4丁目 19-1	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 19-2	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 19-3	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 19-4	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 20-1	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 20-2	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 20-3	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 20-4	〃	
		14		御陵大枝山町 4丁目 20-5	〃	
二 班		1		御陵大枝山町 4丁目 17-5	〃	
		2		御陵大枝山町 4丁目 17-6	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 31-3	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 31-4	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 31-5	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 31-6	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 15-1	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 15-2	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 15-3	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 15-5	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 17-7	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 17-8	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 17-9	〃	
		14		御陵大枝山町 4丁目 17-10	〃	
	15		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-1	〃		
	16		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-2	〃		
	17		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-3	〃		
	18		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-4	〃		

＜ 3 区 ＞

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-5	〃	
		2		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-6 04	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-7	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 32-8	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-1 06	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-2 08	〃	
		7		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-3	〃	
		8		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-4 10	〃	
		9		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-5 11	〃	
		10		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-6	〃	
		11		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-7 12	〃	
		12		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-8	〃	
		13		御陵峰ヶ堂町 3丁目 33-9 01	〃	
		14		御陵峰ヶ堂町 3丁目 34-1	〃	
		15		御陵峰ヶ堂町 3丁目 34-2 03	〃	
		16		御陵峰ヶ堂町 3丁目 34-3 05	〃	
		17		御陵峰ヶ堂町 3丁目 34-4 07	〃	
		18		御陵峰ヶ堂町 3丁目 34-5 09	〃	
		19		御陵峰ヶ堂町 3丁目 34-6	〃	

区	班	会員	非会員	総数	空き	区画
3	1	11	3	14	0	14
3	2	11	6	17	1	18
3	3	11	8	19	0	19
合 計		33	17	50	1	51

< 4 区 >

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
一 班	班長	1		御陵大枝山町 4丁目 21-1	桂坂くすのき東地区	
		2		御陵大枝山町 4丁目 21-2	〃	
		3		御陵大枝山町 4丁目 21-3	〃	
		4		御陵大枝山町 4丁目 21-4	〃	
		5		御陵大枝山町 4丁目 22-1	〃	
		6		御陵大枝山町 4丁目 22-2	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 22-3	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 22-4	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 22-5	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 22-6	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 22-7	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 22-8	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 22-9	〃	
		14		御陵大枝山町 4丁目 23-1	〃	
		15		御陵大枝山町 4丁目 23-2	〃	
二 班		1		御陵大枝山町 4丁目 16-1	〃	
		2		御陵大枝山町 4丁目 16-2	〃	
		3		御陵大枝山町 4丁目 16-3	〃	
		4		御陵大枝山町 4丁目 16-4	〃	
		5		御陵大枝山町 4丁目 16-5	〃	
		6		御陵大枝山町 4丁目 18-1	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 18-2	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 18-3	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 18-4	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 18-5	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 18-6	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 18-7	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 18-8	〃	
		14		御陵大枝山町 4丁目 18-9	〃	
		15		御陵大枝山町 4丁目 21-5	〃	
		16		御陵大枝山町 4丁目 21-6	〃	
		17		御陵大枝山町 4丁目 21-7	〃	
		18		御陵大枝山町 4丁目 21-8	〃	
		19		御陵大枝山町 4丁目 21-9	〃	

< 4 区 >

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
三 班		1		御陵大枝山町 4丁目 12-1	桂坂くすのき東地区	
		2		御陵大枝山町 4丁目 12-2	〃	
		3		御陵大枝山町 4丁目 12-3	〃	
		4		御陵大枝山町 4丁目 12-4	〃	
		5		御陵大枝山町 4丁目 12-5	〃	
		6		御陵大枝山町 4丁目 14-1	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 14-2	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 14-3	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 14-4	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 14-5	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 14-6	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 14-7	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 14-8	〃	
		14		御陵大枝山町 4丁目 16-6	〃	
		15		御陵大枝山町 4丁目 16-7	〃	
		16		御陵大枝山町 4丁目 16-8	〃	
		17		御陵大枝山町 4丁目 16-9	〃	
四 班		1		御陵峰ヶ堂町 3丁目 35-1	〃	
		2		御陵峰ヶ堂町 3丁目 35-2	〃	
		3		御陵峰ヶ堂町 3丁目 35-3	〃	
		4		御陵峰ヶ堂町 3丁目 36-1	〃	
		5		御陵峰ヶ堂町 3丁目 36-2	〃	
		6		御陵峰ヶ堂町 3丁目 36-3	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 10-1	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 10-2	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 10-3	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 12-6	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 12-7	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 12-8	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 12-9	〃	

区	班	会員	非会員	総数	空き	区画
4	1	6	9	15	0	15
4	2	13	5	18	1	19
4	3	14	1	15	2	17
4	4	12	1	13	0	13
合 計		45	16	61	3	64

< 5 区 >

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
一 班		1		御陵大枝山町 4丁目 31-1	桂坂くすのき西地区	
		2		御陵大枝山町 4丁目 31-2	〃	
		3		御陵大枝山町 4丁目 31-3	〃	
		4		御陵大枝山町 4丁目 31-4	〃	
		5		御陵大枝山町 4丁目 31-5	〃	
		6		御陵大枝山町 4丁目 31-6	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 31-7	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 31-8	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 31-9	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 31-10	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 31-11	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 31-12	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 31-13	〃	

＜ 5 区 ＞

班	今年度役職	No	氏 名	住 所	西京桂坂地区 整備計画地区名	28年度 班長・区長候補
二 班		1		御陵大枝山町 4丁目 24-1	桂坂くすのき中地区	
		2		御陵大枝山町 4丁目 24-4	〃	
		3		御陵大枝山町 4丁目 24-5	〃	
		4		御陵大枝山町 4丁目 24-6	〃	
		5		御陵大枝山町 4丁目 25-1	〃	
		6		御陵大枝山町 4丁目 25-2	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 28-1	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 28-2	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 29-1	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 29-2	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 29-3	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 29-4	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 29-5	〃	
		14		御陵大枝山町 4丁目 29-6	〃	
		15		御陵大枝山町 4丁目 29-15	桂坂くすのき北地区	
		16		御陵大枝山町 4丁目 29-19	〃	
三 班		1		御陵大枝山町 4丁目 25-3	桂坂くすのき中地区	
		2		御陵大枝山町 4丁目 25-4	〃	
		3		御陵大枝山町 4丁目 26-1	〃	
		4		御陵大枝山町 4丁目 26-2	〃	
		5		御陵大枝山町 4丁目 26-3	〃	
		6		御陵大枝山町 4丁目 26-4	〃	
		7		御陵大枝山町 4丁目 27-1	〃	
		8		御陵大枝山町 4丁目 27-2	〃	
		9		御陵大枝山町 4丁目 27-3	〃	
		10		御陵大枝山町 4丁目 27-4	〃	
		11		御陵大枝山町 4丁目 27-5	〃	
		12		御陵大枝山町 4丁目 28-3	〃	
		13		御陵大枝山町 4丁目 28-4	〃	

区	班	会員	非会員	総数	空き	区画
5	1	13	0	13	0	13
5	2	10	4	14	2	16
5	3	12	1	13	0	13
合	計	35	5	40	2	42

桂坂くすのき自治会 区・班割

